

人事行政の運営状況を公表します

町職員の給与は国や他の地方公共団体の職員、民間企業に勤める人の給与を考慮して、町議会を経て条例で定められています。

総務課職員係 ☎64-7712

特殊勤務手当の状況（平成28年度）

区 分	摘 要
職員全体に占める手当支給職員の割合	0.0%
支給対象職員1人当たりの平均支給月額	0円
手当の種類	1種類
手当の名称	感染症等防疫、行旅病死入業務手当

職員手当の状況（平成29年4月1日現在）

区分	玉 村 町			国
期末・勤勉手当	期末手当	勤勉手当		左記と同じ
	管理職手当 支給職員 (6級以上)	6月期 1.025月分	1.05月分	
		12月期 1.175月分	1.05月分	
		計 2.2月分	2.10月分	
	上記以外の職員	6月期 1.225月分	0.85月分	
		12月期 1.375月分	0.85月分	
		計 2.6月分	1.70月分	
職制上の段階、職務の級などによる加算措置 5%～15%				
退職手当	自己都合	勤奨・定年		
	最高限度額	49.59月分	49.59月分	
	勤続20年	20.445月分	25.55625月分	
	勤続25年	29.145月分	34.5825月分	
	勤続35年	41.325月分	49.59月分	

※退職手当は、群馬県市町村総合事務組合へ加入しているため組合より支給。

(平成28年度)

区 分	支給総額	職員1人当たりの支給年額
時間外勤務手当の状況 (係長未満)	46,430千円	310千円
管理職・係長等 手当の状況	43,973千円	523千円

3.職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務時間、休憩時間

職員の勤務時間などは以下のとおりです。ただし、保育所や町立図書館などの施設では、これと異なる勤務形態の場合があります。

区 分	1日の正規の勤務時間	勤務時間	休憩時間	休 日
一般職員	7時間45分	午前8時30分～午後5時15分	1時間	日曜日および土曜日 国民の祝日 年末年始 (12月29日～1月3日)

年次有給休暇

1暦年ごとに20日とし、20日を超えない範囲で残日数を繰り越すことができます。なお、取得状況については以下のとおりです。

(平成28年1月1日～12月31日)

区 別	総付与日数 (繰越日数を含む) (A)	総取得日数 (B)	全対象職員数 (C)	平均取得数 (B) / (C)	消化率 (B) / (A)
一般職員	5415.7日	1394.8日	138人	10.1日	25.8%

※全対象職員数…町長部局に勤務し、非現業職の職員（新規採用、休業者を除く）

扶養手当などの状況（平成29年4月1日現在）

区分	玉 村 町		国
扶養手当	1 配偶者	月額10,000円	左記と同じ
	2 子	月額 8,000円	
	3 配偶者のいない職員の子のうち1人	月額10,000円	
	4 扶養親族(上記2,3以外)	月額 6,500円	
	5 配偶者及び子のいない職員の扶養親族のうち1人	月額 9,000円	
	6 満16歳から満22歳までの子	月額5,000円加算	
住居手当	月額12,000円を超える家賃の支払者 月額家賃により27,000円を限度に支給		左記と同じ
	通勤手当	1 交通機関利用者 定期券などの相当額を支給(月額55,000円限度)	左記と同じ
2 交通用具使用者 通勤距離に応じて月額31,600円を限度に支給			

特別職の報酬などの状況（平成29年4月1日現在）

区 別		給料月額等	区 別		支給割合
給 料	町長	725,000円	期 末 手 当	町長	6月期 2.05月分
	副町長	612,000円		副町長	12月期 2.20月分
	教育長	574,000円		教育長	計 4.25月分
					加算割合 20%
報 酬	議長	324,000円	議 長	議長	6月期 2.05月分
	副議長	266,000円		副議長	12月期 2.20月分
	委員長	254,000円		委員長	計 4.25月分
	議員	242,000円		議員	加算割合 20%

特別休暇

あらかじめ定められた特定の事由に該当する場合に、任命権者の承認を得て、勤務義務を免除される制度です。主なものは以下のとおりです。

(平成29年4月1日現在)

種 類	期 間
ボランティア休暇	1年において5日以内
結婚	5日以内
出産（産前産後）	出産予定日以前7週間から 出産の日後9週間
妻の出産	2日以内
父親の育児参加	5日以内
夏季特別休暇	6日以内
親族の死亡	親族の続柄により1日～7日

玉村町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、職員の任用、給与、服務や勤務条件など人事行政の運営状況について公表します。（基本的には平成28年度分の公表ですが、給与などの一部については基準日が異なります）

1.職員の任免および職員数に関する状況

任免の状況

平成28年度の職員の新規採用および退職状況は以下のとおりです。

職員区分別新規採用の状況		職員区分別退職の状況	
一般職員 (うち技能労務職)	6人 (0人)	一般職員 (うち技能労務職)	8人 (0人)

2.職員の給与の状況

職員の平均給料月額および平均年齢の状況 (平成29年4月1日現在)

区 分	一般行政職	
	平均給料月額	平均年齢
玉村町	331,600円	42.9歳

職員の初任給の状況

(平成29年4月1日現在)

区 分	大学卒	高校卒
玉村町	178,200円	150,500円
国	178,200円	146,100円

人件費の状況（平成28年度普通会計決算額）人口は平成29年3月31日現在

人 口	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
36,678人	10,985,196千円	1,876,823千円	17.1%

※人件費には、特別職に支給される給料・報酬などを含まず。

職員給与費の状況（平成29年度一般会計予算額）

職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
225人	863,707千円	96,648千円	343,079千円	1,303,434千円	5,793千円

※職員手当には退職手当を含みません。
※給与費は、当初予算額です。

一般行政職の級別職員数の状況（平成29年4月1日現在）

区 別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な業務内容	主事	主任	主査	係長 係長代理	課長補佐 室長	課長	職員数 132人 構成比 100%
職員数	1人	12人	47人	52人	8人	12人	
構成比	0.7%	9.1%	35.6%	39.4%	6.1%	9.1%	

※職員数は給与実態調査による一般行政職の人数です。また、標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職名です。一般行政職とは、税務職員、栄養士、保健師、保育士、幼稚園教諭、技能労務職、企業職などを除いた職員です。

その他の休暇・育児休業

その他の休暇に関する取得状況は以下のとおりです。

区 分	病気休暇	介護休暇	育児休業
平成28年度中に新規取得または前年度より継続中の職員	32人	0人	10人

4.職員の分限および懲戒処分の状況

分限処分、懲戒処分

分限処分とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができないと認められる場合に、公務能率の観点から行われる処分であり、制裁的意味合いはありません。一方、懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を追及して、制裁として科する処分です。分限および懲戒処分の状況は以下のとおりです。

(平成28年度)

処分内容	処分者数	主な処分事由	
分限 処分	免 職	0人	
	降 任	1人	勤務態度不良
	休 職	1人	心身の故障
	降 給	0人	
	失 職	0人	
懲戒 処分	免 職	0人	
	停 職	0人	
	減 給	0人	
	戒 告	0人	

5.職員の服務の状況

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないと地方公務員法に規定されています。具体的には、法令等および上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限などの制約があります。

営利企業等の従事の状況

地方公務員法38条第1項の規定により、任命権者の許可を受けることにより、営利企業等に従事することができるとされています。

申請件数	45件
承認件数	45件

6.退職職員の再就職状況

退職者数	再 就 職 先		
	玉村町再任用職員	外郭団体	派遣元団体へ復職
8人(内、1人は派遣機関終了による退職)	0人	1人	1人

7.職員の研修および勤務成績の評定の状況

職員の研修に関する計画など

計画的な人材育成を行うため、下記の方針に基づいて職員研修などを実施しています。

名 称	施 行 日
玉村町職員の研修に関する基本的な方針	平成17年 4月
玉村町人材育成基本方針	平成17年 7月

職員研修の実施状況

職員研修の具体的な内容は以下のとおりです。

(平成28年度)

研修名	受講者数	主な研修内容
階層別研修	13人	新規採用職員研修、一般職員、係長研修、課長研修
県市町村職員合同研修	12人	ワンペーパー説明力、発想力・企画力、タイムマネジメント、効果的な広報・PR、複式簿記入門、財務諸表の見方、業務改善のススメ
経営改革推進事業個別研修	28人	議事事務局職員のための基本実務講座、監査事務局職員のための監査基礎、新任担当者のための徴収事務の基本、固定資産税における家屋評価と課税の実務、市民協働の政策づくり、市町村税徴収事務、地方自治体のための基礎から学ぶ源泉徴収講座、地方自治体のための滞納整理実務、議会広報紙(誌)編集の基本と「読まれる」紙面の作り方、初心者のための複式簿記入門、地方自治体のための滞納整理実務、債権差押・倒産処理手続と滞納処分、固定資産の評価と課税実務セミナー、交付要求・参加差押え、法人住民税の理論と実務講座、地方自治体のための債権管理セミナー、外国人に対する住民税とその他の重点項目に関する課税実務、収納率向上のための交渉術と徴収困難な案件実務講座、地方税における相続をめぐる諸問題とトラブル対応のポイント、地方公営企業における会計・経理実務、小規模非木造家屋の評価演習 ほか
独自研修	301人	人事評価、メンタルヘルス研修、サービス接遇研修
e-ラーニング研修	1,381人	情報セキュリティ(一般コース、実践コース)、個人情報保護(一般コース、実践コース)、情報発信とモラルコース、地方公共団体専門コース、自治体クラウド導入コース ほか
町村会等主催研修	1人	人事評価研修

8.職員の福祉および利益の保護の状況

健康診断

職員に対する健康診断の実施状況は以下のとおりです。

(平成28年度)

区 分	受診者数	内 容 等
総合健診	174人	職員の健康診断(人間ドック)
定期健診	61人	上記以外の職員の健康診断

互助会(玉村町職員共済会)に対する助成の状況

(平成28年度)

町負担金額(A)	会員数(B)	1人あたりの金額(A/B)
1,861,526円	240人	7,756円

公平委員会の状況

地方公務員法に基づき設置されている行政委員会です。地方公務員の労働基本権が制限されている代償として、中立的な立場で職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するために設けられています。措置要求、不服申し立ての状況は以下のとおりです。

(平成28年度)

区 分	件 数
勤務条件に関する措置要求	0件
不利益処分に関する不服申し立て	0件